

要介護認定の対象者へ

各種認定通知書および確認書を発行します

障害・特別障害者控除対象者 認定通知書の発行

65歳以上で、区が対象者と認定する方に、「障害・特別障害者控除対象者認定通知書」を発行します。

税申告の際に認定通知書を税務署などへ提出することで、税法上の障害者控除を受けられます。

認定通知書が必要な方は申請してください。

◎税控除が不要な場合は、申請不要。

対次の要件の全てに該当する方

- ・障害者手帳などの交付を受けていない方
- ・障害者控除の認定を受けたい年の12月31日時点で、区の要介護認定を受けている方
- ・区の要介護認定情報の資料から、一定の判定基準の状態が確認できる方

◎申請できる方は対象者本人、親族または成年後見人などです。

おむつ代医療費控除 確認書の発行

確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるためには医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、区が発行する「確認書」でも控除を受けることができます。

対次の要件に該当する方

- ①おむつを使用した年に作成された「主治医意見書」を区が保管し、確認できること。
- ◎初めて医療費控除を受ける場合は、おむつを使用した年に受けていた要介護認定の有効期間が合算して6カ月以上であること。

②「主治医意見書」の内容から「寝たきり」「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であることが確認できること。

共通

☎電話または必要書類を郵送で☎へ。

◎申請から認定通知書または確認書の発行までに時間がかかる場合があります。

◎必要書類は異なりますので、☎をご確認いただくか☎へご連絡ください。

☎介護保険課介護認定係

〒104-8404

築地1-1-1

☎(3546)5385



詳しくは区☎へ



令和7年4月（第2回）

認可保育所などの 入園・転園申し込みを 受け付けます

利用調整の対象

- ・4月入園（転園）（第1回）利用調整で内定しなかった方
- ・4月入園（転園）（第2回）受付期間中に新たに入園・転園の申し込みをした方
- ◎4月入園（転園）（第2回）の利用調整は4月入園（転園）（第1回）の利用調整後に辞退などで空きが生じたクラスについて行います。

4月入園（転園）（第1回）利用調整から変更のある方

4月入園（転園）（第1回）利用調整の結果、入所保留になった方で申請内容（家族や仕事の状況など）や希望園に変更のある方は、受付期間内に「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届」を提出してください。

◎変更がない方は第1回の申請内容で第2回

の利用調整を行います。

受付期間

2月3日～14日

午前8時30分～午後5時

◎土・日曜日、祝日は除きます。ただし、区内認可保育所などは土曜日でも申し込みを受け付けます（事前に園への連絡をお願いします）。

◎申し込みに関する全ての書類は、受付期間内に提出してください。提出しない場合は利用調整の対象となりません。

◎居宅訪問型保育事業の利用調整は、4月入園（転園）（第2回）利用調整後に行います。



受付場所

区役所6階保育課保育入園係、各特別出張所、中央区保健所、各保健センター、区内認可保育所など

◎区役所のみ郵送でも受け付けています（2月14日必着）。

◎郵送の場合、郵送事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などの利用をお願いします。

◎マイナポータル「ぴったリサービス」によるオンライン申請も受け付けています。

☎保育課保育入園係

〒104-8404

築地1-1-1

☎(3546)5227

☎(3546)5387

☎(3546)9587

ぴったリ
サービス☎



詳しくは区☎へ

銀座地下駐車場および 晴海一丁目駐車場の 定期利用者を 募集します

現行の定期利用期間が5月31日で終了するため、6月からの新規利用者を募集します。申し込み多数の場合は公開抽選を行います。

銀座地下駐車場

住所・台数

銀座7-17-12号

自走式13台、機械式40台

申し込み資格

京橋地域の区民および事業所

使用料

・自走式 月額50,000円

・機械式 月額45,000円

晴海一丁目駐車場

住所・台数

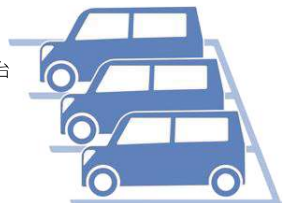
晴海1-7-3 36台

申し込み資格

月島地域の区民

使用料

月額 33,000円



共通

☎1月21日～2月7日に区役所5階交通課交通施設係窓口で申込書（☎でダウンロード）を提出（郵送不可）。

☎交通課交通施設係

☎(3546)5443



詳しくは区☎へ